

令和7年度

千曲市DX推進アドバイザー業務委託

プロポーザル実施要領

千 曲 市
企画政策部情報政策課

令和7年4月

目次

1	概要	1
2	調達に付する事項	1
3	履行期間	1
4	担当部署	1
5	参加資格に関する事項	1
6	事業者選定スケジュール	2
7	実施要領の配布等	2
8	参加に係る必要書類の提出	2
9	企画提案書の作成	3
10	質問及び回答方法	3
11	辞退	3
12	選定方法	3
13	失格事項	4
14	その他留意事項	5

1 概要

この実施要領は、千曲市DX推進アドバイザー業務委託（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 調達に付する事項

(1) 名称

令和7年度千曲市DX推進アドバイザー業務委託

(2) 仕様

「令和7年度千曲市DX推進アドバイザー業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という）による。

(3) 費用の上限額

3,775,200円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 担当部署

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市 企画政策部 情報政策課 DX推進係

担当：柳原

e-mail：joho@city.chikuma.lg.jp

5 参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去1年間の法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税又は市県民税の滞納がないこと。
- (3) 参加表明書の提出締切日までに、千曲市の物品の購入等に係る入札参加資格者名簿に、大分類「19 その他の業務」、中分類「36 情報関連業務」の業種にて登録されていること。
ただし、資格者名簿に登録されていない者については、参加申込書提出までに選定要綱に基づく審査を受けて資格署名簿に登録されることで名簿登録者とみなす。
- (4) 参加表明書の提出締切日において、千曲市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成15年千曲市告示第7号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 千曲市暴力団排除条例平成24年千曲市条例台41号第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

6 事業者選定スケジュール

スケジュールについては下記のとおりとする。

内 容	日 程
公募開始・質問受付開始	令和7年4月25日（金）
質問締切	令和7年5月14日（水）
質問に対する回答	令和7年5月16日（金）
参加申込書・企画提案書の受付締切	令和7年5月28日（水）
審査（プレゼンテーション）	令和7年6月3日（火）（予定）
審査結果通知	令和7年6月6日（金）（予定）
契約締結	令和7年6月中旬（予定）

7 実施要領の配布等

(1) 実施要領の配布期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月28日（水）まで

(2) 実施要領等の配付場所

千曲市公式サイト内 <https://www.city.chikuma.lg.jp/>

8 参加に係る必要書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時15分までに提出すること。

郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時15分までに必着のこと。

※受付時間は、本市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出先

「4 担当部署」に同じ

(3) 提出書類

	名称	備考
ア	参加表明書	【様式第2号】
イ	会社概要書	【様式第3号】
ウ	業務実績書	【様式第4号】 ・千曲市DX推進アドバイザー業務委託仕様書「8 業務に関する要件」を満たした実績について記載すること ・新しい年度の実績から抽出し、最大5件まで記載すること。
エ	アドバイザー調書	【様式第5号】 ・本業務に従事するDXアドバイザーの実績等について記載すること。
オ	企画提案書	【任意様式】

		<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、本要綱、千曲市DX推進アドバイザー業務委託仕様書に基づくこと ・表紙を除きページ番号を付すこと
カ	見積書	【任意様式】 <ul style="list-style-type: none"> ・宛先は千曲市長とし、代表印を押印のこと。

(4) 提出部数

正本1部、副本5部とする。

9 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の企画

A4版とし、書式、頁数については特に定めのないものとする（A3版による折込頁の挿入は可とする）。

(2) 企画提案書の構成

DX推進アドバイザー業務を実施するにあたり、千曲市DX推進アドバイザー業務委託仕様書「5 本業務の業務内容」に沿って簡潔かつ具体的に記載すること。

10 質問及び回答方法

本プロポーザルの実施に関して不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和7年5月14日（水）

(2) 質問方法は、【様式第1号】に記載し、電子メールにて送信すること。

(3) 提出先

「4 担当部署」に同じ

(4) 質問に対する回答は随時市公式ホームページへ掲載する。なお、質問に対する最終回答日は令和7年5月16日（金）とする。

11 辞退

本プロポーザルへの参加申請後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月28日（水）

(2) 提出方法

辞退届【様式第6号】に必要事項を記入して提出すること。

(3) 提出先

「4 担当部署」に同じ

12 選定方法

企画政策部情報政策課において厳正な評価、審査を行う。

(1) 共通事項

① 実施順

企画提案書の受付順とする。

② 選定方法

評価項目及び評価内容^{別紙}に基づき、点数付けすることにより選定する。

③ 候補者の決定

審査の合計点数が最も高い提案者を優先交渉権者とし、交渉を行う。なお、優先交渉権者との契約が不調となった場合には、次点交渉権者と交渉を行うものとする。

合計点数が同点の場合、審査員で協議の上、候補者を決定する。

企画提案書の提出者が1者の場合でも、審査の実施を経て交渉権者を決定する。

(2) 審査（プレゼンテーション審査）

① 目的

企画提案書についてのプレゼンテーション及び審査員による質疑応答により、最も優れた提案者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

② 日時および実施場所

令和7年6月3日（火）を予定。企画提案書提出者に連絡し日程を調整のうえ決定する。昨今の社会情勢を考慮しWeb会議システムを用いたプレゼンテーションも可とする。

③ 実施時間

1者につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）以内とする。

④ 出席者

1者につき3名までとし、本業務の総括責任者は必ず出席すること。

⑤ 資料等

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加の資料の提出は認めない。

プロジェクター及びスクリーンは本市において準備するが、これ以外の機器は提案者が準備すること。

⑥ 審査結果

提案者に対し電子メール及び郵送にて通知する。

(3) 選定に係る留意事項

① 審査は非公開とする。

② 審査経過については公表しない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(4) 受託事業者の決定

優先交渉権者は、提案及び契約の内容について当市と協議のうえ、当市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、当市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

① 審査結果

選定結果は後日、電子メール郵送にて通知する。

② 契約金額

優先交渉権者から見積書を徴取し、費用の上限額の範囲内において決定する。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提案しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

1.4 その他留意事項

- (1) 選定された提案書等の記載事項は、契約時に仕様として採用する。但し、両者協議の上、提案内容の追加、変更、削除ができることとする。
- (2) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (3) 提案及び調達の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類は、原則として返却しない。
- (7) 提出書類は、提案者に無断で利用しない。ただし、本提案の手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、保存を行う。
- (8) 提出書類は、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (9) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

評価項目及び評価の着眼点（判断基準）は以下のとおりとする。

	評価項目	評価基準	配点
本業務の実施方針	業務の理解	本業務の目的を理解しており、具体的かつ実現性の高い実施方針であるか。	80
提案内容	C I Oに対する技術的な支援・助言	これまでに支援・助言した内容等について、幅広い取り組み分野となっているか。	20
	D X推進に関する各種取組に関する支援	これまでに支援・助言した内容等について、幅広い取り組み分野となっているか。	40
	全庁的な機運醸成	本業務終了後に本市のD X推進が留まらないような機運醸成が見込めるか。	40
	情報システムの導入に関する支援	情報システム全体最適解に関する知見を有し、今後検討を進める上で具体的かつ有益な提案となっているか。	40
	業務効率化に関する支援	業務効率化に関する支援への提案内容が適正であるか。	40
実施体制及び実績		本業務委託に従事する者の経歴や取得している資格が、本業務委託を履行する上で十分なものであるか。	40
		本業務委託の内容を十分に理解し、説明内容が明確か。	20
		本業務委託を履行する上で、会社として十分な実施体制での提案となっているか。	40
事業費の妥当性		事業費の積算は本業務委託を実施する上で適切なものであるか。	40
合計			400